

第5章 食育の推進に向けて

- 1 計画の推進体制
- 2 関係者の役割
- 3 計画の進行管理

1 計画の推進体制

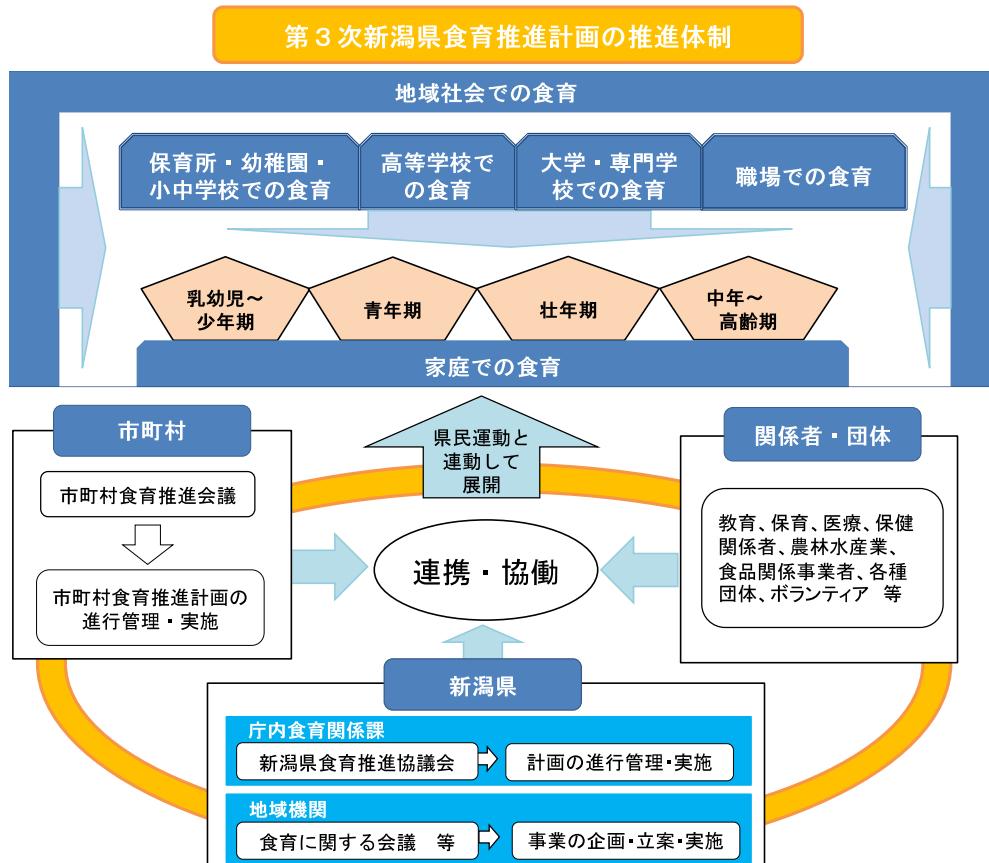
○ 全県的な推進体制

新潟県食育推進協議会を中心として、庁内関係部局との連携、調整を図りながら、本県の食育推進方策を検討し推進していきます。

また、市町村、食育関係団体等と連携・協働しながら、本計画に基づく取組を推進していきます。

食育活動は家庭での営みを基本とし、地域社会がその活動をサポートする役割を担うことで、食育活動につながるという考えに基づき、食育活動を県民運動として推進していきます。

推進体制のイメージ図は次のとおりです。



2 関係者の役割

食育の推進を実効性のあるものとしていくためには、県民、関係者、行政が協力して、それぞれの役割を果たすことが期待されます。

(1) 県の役割

国との連携を図りつつ、第3次新潟県食育推進計画に基づき、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、市町村や食育関係団体等と連携・協働しながら、食育の円滑な推進を図ります。

市町村の食育推進計画の進行管理及び取組実施について支援・助言等を行います。

県地域機関では、行政、食育関係団体並びに食育関係者で構成する会議等を開催し、地域の実情に応じた食育推進活動を展開するため、情報共有を図るとともに関係者の連携強化に努めます。

(2) 市町村の役割

市町村食育推進計画に基づき、地域の特性を生かした自主的な施策を策定、かつ、実施し進行管理をしながら、地域における食育の円滑な推進に努めることが期待されます。

(3) 教育関係者の役割

教育並びに保育に関する職務の従事者及び関係者は、指導計画等に基づく体系的、継続的な食に関する指導を行うことにより、子どもが健全な食生活を実践し、生涯にわたって健康で豊かな人間性を育んでいくための基礎を培うことが求められます。

また、家庭や地域、関係機関と連携して取り組まれることが期待されます。

①保育所等

保育所等では食に関する指導計画や効果的な指導媒体を作成し、計画的で分かりやすい食の指導の取組を推進します。

また、家庭からの食に関する相談や、食についての情報提供を行い、子どもが健康な食生活を営めるよう支援することが期待されます。

②小・中学校

小・中学校では、学校給食における実践的な指導をはじめ、学級活動、体育（保健体育）、家庭（技術・家庭）、その他関連する教科等、学校の教育活動全体を通じて食育を推進します。そのために、食に関する指導の全体計画、年間指導計画の作成・改善を進め、栄養教諭を中心に全教職員が連携・協力して取り組みます。

なお、家庭と連携するとともに、必要に応じて関係団体や専門家等の協力を得ながら取り組まれることが期待されます。

③高等学校

高等学校における食育の推進は、保健体育科、家庭科、特別活動等を中心に学校の教育活動全体を通して行います。

特に家庭科では、栄養、食品、調理及び食品衛生などについて、科学的に理解させるとともに、食文化への関心を深め、必要な知識と技能を習得し、環境に配慮した健康で安全な食生活を営むための知識と技能を身に付けられるような取組が期待されます。

④専門学校・大学

専門学校・大学における食育の推進は、入学時のオリエンテーションや健康診断等の節目の行事を中心に実施し、学生の健全な食の自立を促すことが期待されます。

(4) 医療保健関係者等の役割

医療及び保健に関する職務の従事者や、それらの関係機関及び関係団体は、あらゆる機会や場所を活用して、他の関係団体とも連携しながら、積極的に食育を推進することが期待されます。

(5) 職域の役割

事業所等は従業員に対して、望ましい食生活等について積極的に普及啓発や環境づくりを行うなどの食育の取組を推進することが期待されます。

(6) 農林漁業者等の役割

農林漁業者及びその関係団体は、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、情報発信するとともに、教育関係者等と連携して食育活動を行うことが期待されます。

（7）食品関連事業者等の役割

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者等は、日常の業務を通して自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、国や県、市町村が実施する食育に関する施策や活動と共に推進することが期待されます。

（8）地区組織・ボランティア団体・NPO 法人の役割

地域住民の生活に密着した活動を行っている食生活改善推進委員協議会等の地区組織、ボランティア団体及び NPO 法人は、日頃から多くの住民と密接に関わっているため、住民へのきめ細かい食育活動を行うことが期待されます。

（9）県民の役割

県民は、家庭、学校、保育所、職場などを含めた地域社会において、生涯にわたる健全な食生活の実現に努めることが期待されます。

特に子どものいる保護者は、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもへの食育活動と自らの健康管理に努めることが期待されます。

3 計画の進行管理

（1）進捗状況の把握

計画の進捗状況を客観的に把握するため、目的ごとに設定した目標（指標）について、原則として毎年実績を把握します。

「県民健康・栄養実態調査」等により、県民の健康や食生活等の状況を把握・分析し、食育の進捗管理を行います。また、必要に応じて食育関係団体等と連携・協働し、より実態を反映した調査を実施し、実態の把握に努めます。

（2）進行管理の方法

計画の進行管理を毎年行い、新潟県食育推進協議会で報告を行うとともに意見を伺います。

また、「健康にいがた 21（第3次）」の栄養・食生活分野と整合性を図りながら進行管理を行います。